

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 大進建設株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役 藤永 充浩
(3) 住 所 山口県大島郡周防大島町大字久賀5409番地3

- 2 指名停止措置期間 令和 8年 5月26日 ～ 令和 8年 6月25日 まで
(1箇月)

- 3 事案の概要 当該業者は、山口県大島郡周防大島町大字久賀に所在する同社資材置場において、適正な焼却設備を用いずに一般廃棄物（刈枝及び新聞紙）並びに産業廃棄物（木くず）を焼却したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に違反するとして、令和8年5月18日付けで山口県知事から行政処分（産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し）を受けたため。

4 指名停止措置理由

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問合せ先 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2
周防大島町役場 総務部 財務課 副課長 西村 寿海
TEL 0820-74-1009 FAX 0820-74-1016